

# 高齢者向け給付金のお知らせ

## 〈年金生活者等支援臨時福祉給付金〉

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、「高齢者向けの給付金」(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されます。

対象と思われる方の世帯等へ申請書類などを郵送しておりますので、期限までお早めに申請してください。

また、申請書が届いていない方でも支給対象者と思われる場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### ◇日高町の支給対象者となる方

「平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者」のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)で、平成27年1月1日(基準日)現在、日高町に住民登録をされている方。

#### ○「平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者」について

- ・平成27年度町民税(均等割)が課税されていない方で、課税されている方の扶養親族等(同居・別居にかかわらず)になっていない方。  
(扶養親族等とは、控除対象配偶者・配偶者特別控除における配偶者、その他の扶養親族、事業専従者となっている方です。)
- ・基準日(平成27年1月1日)時点で生活保護法の被保護者でない方。  
(ただし、基準日に保護が停止されていた方及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された方を除く)

### ◇給付金支給額

支給額は、支給対象者1人につき3万円となります。

### ◇申請期限・方法等

- ・申請書の提出期限は、平成28年7月19日(火)までとなります。  
期限までに申請がない場合は、「辞退」の取り扱いとなりますので、ご注意願います。
- ・申請書は、日高町役場子育て福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課まで持参されるか、返信用封筒にて郵送してください。
- ・平成27年1月1日を基準日として、住民基本台帳に記録している市町村への支給申請となりますので、基準日以降に日高町へ転入された場合などは、基準日にお住まいの市町村へお問い合わせください。

### ◇お問い合わせ先

日高町役場 子育て福祉課 福祉グループ 電話 01456-2-6183



# 児童手当の制度と受給手続きについて

「児童手当」～ 児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

請求者 (受給者)	ご家庭での生計中心者 (原則、収入が高く、税法上扶養している方や、児童と同一の健康保険に加入されている方になります。)
対象児童 及び 支給月額	<p>※子の年長者(18歳到達後の最初の3月31日まで対象)から第1子、第2子…と数えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所得制限額未満の方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0～3歳未満(一律) 15,000円</li> <li>・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円</li> <li>・ 3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円</li> <li>・ 中学生(一律) 10,000円</li> </ul> </li> <li>● 所得制限額以上の方(特例給付)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月額5,000円(一律)</li> </ul> </li> </ul>
所得制限額	扶養親族等の人数により異なりますので、窓口へお問い合わせください。
支払時期	<b>6月</b> 〔2月～5月分〕 <b>10月</b> 〔6月～9月分〕 <b>2月</b> 〔10月～翌年1月分〕 ※年3回 10日支給(土日、祝日の場合はその前日)
請求手続き	<p>お近くの役場窓口へ次のものを持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認印    ● 請求者名義の普通貯金通帳</li> <li>● 請求者及び配偶者等のマイナンバー(個人番号カード又は通知カード) ※「通知カード」をご提示される方は運転免許証などの本人確認書類等をご持参ください。</li> <li>● 請求者及び児童の健康保険証(日高町国保加入者の場合は不要)</li> <li>● 1月1日現在日高町にいない方は、前住所地の「所得・課税証明書」</li> </ul> <p>上記のほかにも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。</p>

※ 公務員の方は勤務先へ請求してください。

※ 原則として、認定請求した翌月からの受給となりますので、忘れずに手続きしてください。

※ 受給認定されている方でも対象児童が増えた方などは手続きが必要です。

## ☆6月に「現況届」の手続きが必要になります☆

児童手当をすでに受給している方は継続支給となりますので新たに申請手続きは必要ありませんが、6月に「現況届」が必要となります。

現況届の様式は6月中に受給対象となるすべての方に送付しますので、同封のご案内により手続きを行ってください。(以降、新たに受給対象となった方や対象児童が増えた場合は、出生届等の際に手続きを行ってください。)

※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

※日高町への今年度の現況届の提出にはマイナンバー(個人番号カード又は通知カード)をご持参ください。(通知カードをご提示される方は、運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。)

<お問い合わせ>

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ TEL 01456-2-6183

日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ TEL 01457-6-3173